

2016年度 第1回評価技術委員会 議事録

◇ 日時 2016年07月12日(水) 14:00~17:30

◇ 場所 一般財団法人日本食品分析センター大阪支所 2F 会議室

◇ 出席者(敬称略, 順不同)

中津川直樹(管掌役員), 土屋禎(委員長), 徳島俊吾(副委員長), 射本康夫, 高島秀夫, 中曽根寿明, 室巻良彦, 伊藤勇治, 滑川啓介, 松山菜月, 栗原靖夫, 加藤泰一, 村田貴洋, 太田知克(文責)
オブザーバー: 平沼進(専務理事), 藤本嘉明(理事), 増田純一(事務局)

◇ 議事

1. 中津川管掌役員及び土屋委員長挨拶

2. 自己紹介

3. 分科会メンバーの件(土屋委員長)

新たに評価技術委員会メンバーとして加わった村田委員及び加藤委員についてはそれぞれ抗菌及び防カビ分科会への所属を要請し, 承認された。

4. 2015年度活動報告及び2016年度活動計画について(土屋委員長)

理事会資料に基づき説明があった。

5. 規定(試験法)の見直し

抗菌分科会(徳島分科会長)

<シェーク法>

- ・調製後の培地の使用期間, 菌株の継代回数, 培地組成, 培養条件については, 基本的に JIS Z 2801 に合わせる。ただし, 従来どおり前々培養後の菌株については冷蔵3日以内の使用を認める。
- ・「3個の生菌数の平均値」を JIS Z 2801 に合わせ「3個の生菌数の対数値の平均値」とし, 抗菌活性値の算出に用いる式も併せて変更する。
- ・試験成立条件として, シェーク法に固有の対照区(B)について, 必要かどうかの議論があったが, 必要と考えられるため, 残すこととする。
- ・試験成立条件の計算式で, 「生菌数の平均値」から「生菌数の対数値の平均値」へ変更するとともに, 成立条件を $(A \cdot B) \leq 1$ とする。
- ・スポンジが試料の場合はその大きさを記録して結果と併せて報告することとする。
- ・スポンジが試料の場合の表面積と菌液量の考え方など, 日本ゴム協会が試験法の JIS 化を予定しているとの情報があることから, 現状どおりとし, 今後 JIS が発行された際には合わせていくこととする。

★結論: 上記内容を反映させた改訂案を作成し, 9月の常任理事会に間に合うよう事務局に提出する(担当: 徳島分科会長)

<光照射フィルム密着法>

- ・調製後の培地の使用期間, 菌株の継代回数, 培地組成, 培養条件については, 基本的に JIS Z 2801 に合わせる。ただし, 従来どおり前々培養後の菌株については冷蔵3日以内の使用を認める。

★結論: 上記内容を反映させた改訂案を作成し, 9月の常任理事会に間に合うよう事務局に提出する(担当: 徳島分科会長)

<耐水性試験>

- ・浸漬する水の量について, すべて浸ることと規定し, 抗菌加工された面が必ず浸ることとする。

- ・乾燥器の温度設定範囲は 30～50 °C で問題ない。
 - ・浸漬時間は「16 時間」と幅について規定がなかったため、「17±1 °C」と変更する案であったが、これまでの規定より 1 時間延ばしたように捉えられる可能性も考慮して、「16～18 時間」と規定する。
- ★結論：上記内容を反映させた改訂案を作成し、9 月の常任理事会に間に合うよう事務局に提出する(担当：徳島分科会長)

<耐光性試験>

- ・乾燥器の温度設定範囲は 30～50 °C で問題ない。
 - ・シェーク法で評価する試料などは、菌液接触面という意味で両面に「光を照射する」と規定するという案もあったが、実際に放置される環境では全面に光が当たるわけではなかったり、薄い形状の練りこみ加工試料の場合、両面に照射することで過剰に光を当てることになる場合もあるため、「両面に光を照射する」とは規定しない(現状どおり)こととする。
 - ・照射条件については、波長を規定に加えるよう検討し、各試験機関の実情を考慮した案を作成したが、一部の試験機関から改訂案の条件では照射が困難との意見があった。キセノンで測定波長 300～700 nm の場合、照射量が 60 W/m² を超えてしまう。測定波長を 300～400 nm とすれば入るが。
- ★結論：照射条件以外については上記内容を反映させた改訂案を作成することで承認された。照射条件については改めて試験機関からの情報収集を行った上で、再度改訂案を作成する(担当：徳島分科会長)。

防カビ分科会(中曽根分科会長)

- ・前回の委員会で承認された改訂案について、防カビ委員会に諮ったところ、n=3 で試験実施しても良いととれる内容で提案されたが、これについては認めないこととし、改めて、結果報告(表記)法も含めて防カビ委員会に諮ったところ、合意を得られた。
 - ・試験片間で判定結果にバラツキが生じた場合、防カビ性能基準への適合性はメジアン(中央値)で判定することとする。
 - ・結果報告(表示)について、現在特に規定がないが、判定結果はすべての試験片についてそれぞれ報告(表示)することとする。
 - ・事務局で判断に困る場合は、該当試験所に確認する。
 - ・防カビ性能基準の改訂案については、同じカッコ内に 2 つの注意書きがあり、メジアン(中央値)を採用するということがどこにかかるのかが分かりにくいため、表現を再度修正することとした。
- ★結論：試験法については改訂案で承認されたため、体裁を整えて事務局に提出する(担当：中曽根分科会長)。「防カビ性能基準」については、修正後の改訂案を委員会メンバーでメール審議後、合意案を事務局に提出する(担当：中曽根分科会長)
- ★規定改訂までの対応：
- ・試験片の数は JIS の規定どおり(プラスチック製品なら n=5)とする。
 - ・判定基準は現行の規定どおり 3 段階(0, 1, 2)で実施する。
- ★規定改訂後について：
- ・登録状況を見ながら、必要に応じさらに見直しを図っていく(土屋委員長)
 - ・現在の規定では、製品によって多様な試験法を適用することになるが、SIAA で扱う製品の形状を考慮すると、すべて JIS Z 2911 プラスチック製品の試験法(B 法)に統一していく方向で検討してはどうか。現在の登録製品はすべて JIS Z 2911 プラスチック製品の方法で試験されており、大部分が B 法であるとのこと(土屋委員長)。

6. 試験所情報共有の件：ブランクフィルム問題(土屋委員長)

配布資料に基づき、ストッカー袋のメーカーとの協議について報告があった。

- ・試験データから、旧ロット品の方が良好な結果である傾向は認められたが、明確な原因については不明であった。
- ・当面の解決策として、事務局がメーカー保管の旧ロット品を入手し、試験所に配布することとした。

★今後の対応：

- ①緊急性を考慮し、ボーケン、石塚硝子、JFRLにまず配布することとした。
- ②他に配布を希望する試験所は、いつごろまでに必要かといった情報を含め、土屋委員長に連絡することとした。
- ③海外も含めた他メーカー製品について検討や、長期保管品についてのデータ収集など検討を続ける(担当：土屋委員長)。

7. 国際標準化活動報告(土屋分科会長)

土屋分科会長から報告があった。

- ・抗ウイルス試験法の ISO 化について、試験法は抗ウイルス試験法委員会で協議中。ISO 提案に関しては、5月に原案(WD)を添付した新規提案(NP)が国際回送された。各コメントについては8月の分科会で対応を協議し、9月の年次大会で説明することで承認を目指す。本ISO化事業は正式に経産省の委託事業として採択されたため、海外出張費、検討試験実施費等は支給される。また、外部有識者等による国内委員会を立ち上げて進めていくことになる。
- ・来年度秋のIBRG会議について、SIAAをホストとして日本開催を提案している。東京を予定。
- ・ISO22196の見直しについて：日本からは改訂提案なしと回答した。

8. APEC 事業の件(藤本理事)

本事業はAPEC地域に抗菌加工製品を広めることが目的。

3回のセミナーを開催し、参加した試験所についてはラウンドロビンテストにも参加する。

1回目、2回目のセミナーは同一内容で、「抗菌の基礎、マーケット、剤(材)がどのようなものか、どうやって作成するのか、品質管理の方法」及び「ISO 22916について」といった内容で行う。3回目のセミナーでは、「ラウンドロビンテストの結果を踏まえたISO 22196を実施する上での注意事項」などの内容で行う。1回目のセミナーは2016年9月28-29日(大阪開催)、2回目は2017年5月(中国開催)、3回目はラウンドロビンテストを受けて2017年中に行う予定である。参加試験所は17か国で各国1機関だが、おそらく参加国は減ると思われる。その場合、1か国で複数機関によるラウンドロビンテストの実施も考えられる。

セミナーはJFRLが担当する予定。現在ラウンドロビンテストで用いる標準試験片の作成をSIAAより3社に要請しており、8~11月を目途に各社1~2サンプルを作成予定である。これらの試験片の均質性評価が必要になる。試験所の協力をお願いしたい。繰り返し10回の試験(大腸菌及び黄色ブドウ球菌)。実施可能との回答(ボーケン、ニッセンケン、JFRL)、検討するとの回答(JCII)。

9. JIS Z 2801 の見直し(藤本理事)

現在のJIS Z 2801は2012に追補を出してから見直されておらず、H29年度中に見直しが必要であると日本規格協会より打診があった。

正式な調査書は後日送付されるとのこと。まずは、原案作成団体として、改正が必要かどうか回答することになるだろう。

すでに、細菌を扱う上での安全性に関わる内容や対数値換算の際の採用桁数等について追記すべきとの意見をいただいている。評価技術委員会で議論する必要がある。

JIS Z 2801はISO 22196にハーモナイズしているため、試験原理に関わる大幅な変更についてはISOを改正する必要がある。日本固有の追加等を行うのであればJIS改正で問題ないと考えられる。改正の程度によって、追補等で済むのか、本文改正が必要なかが変わってくると思われる。

本文改正となれば、外部有識者を含めた専門委員会を設置して進めていくことになるだろう。

★結論：正式に調査書が届いた後、評価技術委員会で議論する。メールによる意見募集と次回評価技術委員会での議論を予定。

10. その他(平沼専務理事)

今年度あらたな賛助会員(試験機関)が加わった。評価技術委員会に入っていただく必要はあるか？

⇒賛助会員は入会規定で「クロスチェックに参加し、評価水準の維持を図ること」を要求されている。クロスチェックはJNLA制度では技能試験で実施可能であるが、評価水準の維持という観点から評価技術委員会に参画することで、自主的相互研鑽を図ることが望ましい。当委員会への参加を呼びかける(担当：土屋委員長)

10. 次回会議開催：

2016年11月～2017年2月頃で予定

以 上